

豊橋市栄養管理システム開発業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 豊橋市栄養管理システム開発業務
- (2) 業務内容 別紙「豊橋市栄養管理システム開発業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 契約上限価格及び提案上限価格

以下の価格を超過した場合は失格とする。なお、算出にあたっては別紙「豊橋市栄養管理システム開発業務」費用積算表を用いて計算すること。

- ア 契約上限価格 開発費用（構築費用及びカスタマイズ費用）
金12,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- イ 提案上限価格 運用費用（60か月分）
金9,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 合計 金22,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。
 - ア 令和2・3年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）の営業種目が中分類：08コンピューターサービス、小分類：01システム開発について登録されていること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
 - エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
 - カ プライバシーマークや ISO27001 等、第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定を取得していること。
 - キ 平成27年度以降に、元請けにて、国、地方公共団体が発注する栄養管理システムを導入した実績を有する者であること。

3 担当部局

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市教育委員会保健給食課

電話：0532-51-2821 ファックス：0532-56-8300

電子メールアドレス：hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp

4 参加意向申出書等の作成要領

(1) 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は（様式1）に示すとおりとする。

(2) 会社概要及び参加資格確認（様式2-1）の作成及び記載上の留意事項

応募者の会社概要、参加資格条件の確認、プライバシーマーク又はISO27001等の取得状況及び応募者における栄養管理システムの受注実績（企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績についてそれぞれ3件まで）について記載すること。

5 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 4（2）において必要とする添付書類

(2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

3 担当部局と同じ

(4) 提出方法

郵送による提出（書留郵便に限る）

(5) 提出期限

令和2年6月8日（月） 午後5時必着

6 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期限

令和2年5月29日（金）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式3）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。なお、提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答 令和2年6月3日（水）

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/42229.htm>

7 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書（様式2）」により、提案書等の提出について通知する。その際、提案書の副本等に記載用の記号を通知する。（審査の際に提案者の特定を防ぐためのものです）。

※令和2年6月10日（水）通知予定

8 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

- ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。
- ウ 設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は使用しないこと。
- エ 提案書に提案者を特定することができる内容の記述（社名等）を記述しないこと。
- オ 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4版とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

9 提案書の作成要領

提案書の様式は、「豊橋市栄養管理システム開発業務」提案書作成仕様書（以下提案書作成仕様書）という。）のとおり。

10 提案書等の提出方法

1 提案書及び見積書及び見積内訳書

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書 正本1部、副本15部 計16部

正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。副本には「提案資格確認結果通知書（様式2）」により示された「提案者を分類するための記号」を明記し、提案者名が特定できるような社名ロゴ等の記述をしないこと。

イ 見積書及び見積内訳書（様式は任意）各1部

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

原則、ゆうパックや宅配便等による直接受け渡しが必要のない方法での提出とするが、特段の事情がある場合に限り持参も可とする。ただし、持参する職員は、持参する日において新型

インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下の都道府県に所在を置く事業所や営業所等に勤務する職員以外の者とする。

(4) 提出期限

令和2年6月26日(金) 午後5時必着

提出期限後に到着した提案書等は無効とする。

2 DVDディスク(プレゼンテーション動画等を記録したもの)

(1) 提出枚数等

DVDディスク11枚(正1枚、副10枚)

- ・参加者による提案書に関するプレゼンテーションの動画等を収めたものとし、データDVD形式で記録すること。
- ・プレゼンテーションに係る収録時間は30分以内とする。
- ・正のディスクにはラベル等により記録面ではない方の面に業務名、提案者名を明示し、副のディスクには提案者名が特定できるような社名、ロゴ等の記述をしないこと。
- ・ディスクは、プラスチック等のケースに1枚ずつ収納し破損しないようにすること。
- ・次の動画再生ソフトで再生できること

① Windows Media Player

② VLC media Player

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

10 提案書等の提出方法(3)提出方法と同じ

(4) 提出受付期間

一次評価結果通知を受けた日から令和2年7月21日(火)正午(必着)までの間。

1.1 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は特定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例(平成8年豊橋市条例第2号)」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された提案書等は、返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

1.2 実施要領、業務説明書(仕様書)等に対する質問及び回答

(1) 質問書(様式3)に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。なお、必ず電話に

て到達確認を行うこと。

(2) 質問の受付場所

3 担当部局と同じ

(3) 質問の受付期間

令和2年6月12日（金）午後5時まで

(4) 回答 令和2年6月18日（木）

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/42229.htm>

1.3 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市栄養管理システム開発業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 第一次審査（機能要件評価及び価格評価）

提案者が多数の場合には、第二次審査対象者を3者程度に絞り込むものとする。

また、機能要件確認のため、以下のとおりヒアリングを実施する。なお、提案者が3者以下の場合でも開催する。

ア 日程 令和2年7月1日（水）から13日（月）まで

イ 持ち時間 1者あたり3時間程度を想定

※ヒアリングは、Webにより行う。時間、留意事項等については、別途通知する。

(2) 第二次審査（提案書評価）

提案書内容の確認のため、以下のとおりプレゼンテーションにおける審査を実施する。

また、審査の方法は、評価委員が提案者による提案書についてのプレゼンテーションを収めたDVDディスクの内容等により審査する。

審査に先立ち、提案書の記載内容に関する質問を行うので、回答書（様式3-3）を期日までに電子メールにて回答すること。なお、この間に第一次評価結果の通知を行うので、契約候補者として特定されなかった場合は、質問に対する回答を要しないものとする。

日程 質問予定日 令和2年7月13日（月）

質問に対する回答期限 令和2年7月20日（月）午後5時まで

提案書評価 令和2年7月29日（水）予定

(3) 評価基準

別添「評価基準」による。

(4) 契約候補者の特定

ア 一次評価及び二次評価により総合的に評価し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手續を行う。

イ 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を特定する。

イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として特定しない。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者

に限る。)を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

1.4 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「豊橋市プロポーザル方式実施ガイドライン結果通知書(様式4)」により通知する。

(2) 評価結果の公表

各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式は公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。

1.5 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 見積金額が契約上限金額を超える提案

(5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1.6 契約の締結

(1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。

(2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。

(3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ 提案資格または提案内容が無効となったとき

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

1.7 その他

(1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式5)を郵送により速やかに提出すること。

(2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。

(4) 提案者多数の場合は提出書類の内容に基づく一次評価によりプレゼンテーション対象者が決定されるため注意すること。

(5) 提案書が提出期限までに提出されない場合は、提案辞退とする。

(6) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。

- (7) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (8) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (9) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (10) 提出された書類については、返却しないものとする。

18 スケジュール（予定）

時 期	業 務
5月21日（木）	公告
5月29日（金）	参加意向申出書に関する質問受付期限
6月3日（水）	参加意向申出書に関する質問への回答
6月8日（月）	参加意向申出書の提出期限
6月10日（水）	提案資格確認結果通知
6月12日（金）	提案書に関する質問受付期限
6月18日（木）	提案書に関する質問への回答
6月26日（金）	提案書提出期限
7月1日（水）～13日（月）	一次評価期間（機能要件ヒアリング）
7月13日（月）	提案書内容に関する質問
7月16日（木）	一次評価結果通知
7月20日（月）	提案書内容に関する質問への回答期限
7月21日（火）	提案書に関するプレゼンテーションの動画等を収めたDVDの提出期限
7月29日（水）	二次評価（提案書評価）
7月30日（木）	二次評価結果通知